

平成 23 年 11 月 30 日 (平成 23 年度第 13 号)

全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局
〒100-8980

千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
E-mail info@z-hoikushikai.com
<http://www.z-hoikushikai.com>

全国保育士会の動き

☆ 「第 38 回全国保育士研修会」の開催について

第 38 回全国保育士研修会の開催要綱は、12 月中旬に各都道府県・指定都市保育士会宛に送付する予定です。会員への回送をよろしくお願ひします。開催日等は以下のとおりです。

期 日：平成 24 年 2 月 20 日(月)～21 日(火)
会 場：パシフィコ横浜アネックスホール（神奈川県横浜市）
対 象：主任保育士・リーダー的職員

* 開催要綱は、12 月中旬に、全国保育士会ホームページにも掲載の予定です。

<ニュースの内容>

- 基本制度 WT (第 16 回) が開催される
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準示される
- 「乳児室・ほふく室の面積基準の取扱い」が示される
- 今冬の電力需給対策に対応した休日特別保育事業等の実施について
- 平成 23 年度厚生労働省第三次補正予算が成立
- 「社会保障と税の一体改革」大綱策定に向けた日程決定

基本制度 WT (第 16 回) が開催される

～待機児童解消と幼保一体化実現に乖離した当日の制度設計案提示に対し、全保協から反対意見を表明～

11 月 24 日 (木)、「子ども・子育て新システム検討会議 第 16 回基本制度ワーキングチーム (以下、WT)」が開催されました。

全国保育協議会は、よりよい制度を目指した新システムの構築自体には反対していないものの、新システムがめざしたものと逆行する事態への異議を唱えました。

委員として参画している全保協の菊池繁信副会長からは、「基本制度案要綱ならびに中間とりまとめが本来めざしていた方向性を見失わず、その基本的な考え方に対し返ったブレのない議論を。」と発言し、とくに、こども園に移行する幼稚園への私学助成継続に関する再考と、保育所運営費の廃止・一般財源化への反対を表明しました。

これに対し、園田内閣府政務官からは、「ご指摘を重く受け止めたい。国の責任で子育てをする原則にたって、(幼保) 一体化を目指して制度設計をする議論の積み上げにブレは無い。」と発言がありました。加えて、11 月 16 日に各地方新聞等で報道のあった、保育所運営費の廃止・一般財源

化については、政府公式見解として否定がなされました。

全保協では、11月22日に緊急の常任協議員会（全国保育士会からは会長・副会長が出席）を開催し、これまでの検討経緯を覆す制度設計・検討の方向に了解をしがたいこと、提示された制度案では「子どもの育ちの保障と保育の質の向上につながらない」（上村会長）ことを確認して、当日のWTに臨みました。これまでも組織的な意見集約の手続きを踏んでいることをふまえ、組織として納得できる状況に至らない場合は、次回WT（12月6日開催予定）への不参加も含めた対応をはかるべく、今後も事態の注視と情報収集ならびに各方面への働きかけにあたることとしています。

また、全保協は、12月15日には緊急の協議員総会を開催し、同日の「全国保育組織正副会長等会議」も含めて組織的な対応を進めることとしています。

全国保育士会では、12月5日に常任委員会を開催し対応について協議を行うとともに、上記「全国保育組織正副会長等会議」への委員の積極的な参加をお願いすることとしています（なお、全保協・協議員総会へはオブザーバーとして出席いただくことができますので、あわせて、別途ご案内いたします）。ご理解とご協力ををお願い申しあげます。

※当日のWT議事概要は下記のとおりです。

配布資料ならびに協議の映像配信は、内閣府 少子化対策ホームページからご覧いただけます。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

議事内容（進行：園田内閣府政務官）（作成：事務局、敬称略）

（1）園田座長あいさつ

本日は、幼保一体化ワーキングチーム（以下、WT）の委員の方も参加いただいている。

4つ分けて、議論を進めたい。（1）費用負担と、子ども・子育て包括交付金、（2）企業参入、（3）児童福祉法24条との整理、市町村の関与、（4）ワーク・ライフ・バランス、の分類としたい。

（2）委員異動の紹介

（3）出欠状況・資料の確認

（4）意見交換の概要

●事務局より、資料1～13について一括して説明

○委員意見

坂崎委員（日本保育協会）

11月16日の新聞各紙一面に、保育所運営費に関する一般財源化の記事が掲載された。誠に残念な内容である。国の責任が放棄されることは、断じて認められない。事実関係を明らかにしていただきたい。

園田内閣府政務官

報道については遺憾である。これまでの議論の中でそういった方向性はなかった。政府の公式見解として保育所運営費の一般財源化は考えていない。

柏女委員（淑徳大学教授）

これまで、福祉の機能と質の向上に着目した機関補助について提言してきた。利用者の特性に配慮したものと、待遇向上や研修強化等といった保育の質の向上につながる機関補助である。現行の民改費も含めて、今後も大事に取り扱ってほしい。

新システムで教育委員会の関与がなされるが、そのことで施設の画一化とならないよう配慮が必要である。

それぞれの特性はあれど、施設種別や運営主体で教育・保育の質に格差が出ない仕組みを設けること

が必要である。

幼保一体化は、地域の子どもを親の事情で分断しないということが基本理念であった。その視点からの議論が必要である。

清原委員(全国市長会)

市町村との新システムに関する丁寧な議論をいただきたい。

費用負担に関して、これまでの検討において市町村中心にとの仕組みにあらためていただいている。必要なサービスや給付を実施するにはそのための財源確保が必要。子ども手当は、子ども・子育て包括交付金から除外いただきたい。こども園給付と地域型保育給付は市町村の裁量も含めて検討いただきたい。交付金がこども園給付へ偏る恐れもあり、十分な財源を確保いただきたい。

利用者負担を応能負担とするのは妥当である。標準時間のみ利用と長時間利用でのバランスのある負担としていただきたい。所得の確実な補足には、市町村での事務量削減の点からも共通番号制が有用である。

イコールフッティングについて、多様な主体の参入で量的拡大をすることは良いことである。一方で、第三者評価の義務付けや子ども・子育て会議によって質の向上をあわせてはかるべきである。

保育園に入所するに直接契約となるが、市町村は質の担保を前提にして総合的にマネジメントし、利用の担保を図っていく。社会的養護や障害児に関するあっせん及び措置についても、これまで以上の対応が図られることを利用者や住民へしっかりと伝えていきたい。契約時の広域的な調整については、契約約款への関与が必要と考える。保育料徴収は、新システムで仕組みが変更となり、滞納リスクが発生するが、市町村の関与でそのリスクを減らしたい。また、事業者の負担も減らしたい。

認可と指定について、たとえば申立制度などの市町村の関与が必要である。

1歳以上に対する事業は充実拡大する一方、0歳児については育児休業の拡大で、親と関わる時間を増やすとの考えを持っている。

渡邊委員(全国町村会)

費用負担に関し、子ども手当の議論を前提として資料を作っているとの説明があった。国と地方の協議の場で裁量余地のない給付は国が全額賄うべきと主張している。年少扶養控除廃止分の5,050億円を子ども手当に繰入れると小宮山厚労大臣は発言したが、到底受け入れられない。妥協案として9,800億円の地方を負担を求めてきたが、年少扶養控除は市町村の一般財源である。

保育所運営費の一般財源化について、地方の裁量拡大としてその方向は分からぬわけでもないが、実施主体たる市町村が、事業者や関係団体との信頼関係のもとに実施・運営をするうえで、脆弱な市町村財政でその部分の保障ができるのか。慎重な方向が必要である。決められた手続きを踏まず、新聞報道等を先行して国民的議論に誘導しないでいただきたい。

尾崎委員(全国知事会)

子ども手当について、11月7日に小宮山厚労大臣が発言された。法定の会議の場でないところで、国・地方の負担を1:1と示したことは残念である。年少扶養控除分をそのまま充当するのは認められない。国と地方の協議の場を経てからと申しあげているのにそのようになっている。年少扶養控除部分は地方固有の収入である。

子育てに資するお金の付け方とは、市町村の裁量なしなのか、市町村に裁量があつて地域の実情に合わせて運営・実施するのか、地域主権の視点からいえば後者である。国と地方それぞれの主張の整合をふまえて制度案を示してほしい。

子ども・子育て包括交付金は、義務的な性格が強いものとそうでないものに区分すべきである。子どものための財源を充実して確保することに異論はない。市町村事業は、包括交付金から除外すべきである。

国の基準と地方の裁量について、子育て施策を充実したいという点では一致している。ただし、待機児童のいる地域と過疎地域では、それぞれ実情は異なる。過疎地域でも子育て環境を確保する施策の展開をもって充実を図る。ナショナルミニマムと一律の基準をというのは別のものである。一律の基準を

順守するために、施設の統廃合をせねばならないこともある。すべての基準を廃止せよとは言わない。参酌すべき基準の割合を増やせということである。

今後の WT の進め方として、課題が多岐にわたって残っており、年内のまとめには不安がある。ぜひとも、中間とりまとめにある実施主体たる市町村を含め、国と地方の協議の場での丁寧な協議を持っていただきたい。

山縣委員(大阪市立大学)

就学前の子どもの福祉と教育という所期の目的達成について考えたい。幼稚園へ私学助成継続ということで動くと、市町村の新システム事業計画は動かしにくくなる。事業者の都合や利益ではなく、今後の議論を進めるべきである。財源確保をしたうえでの一元化と質の向上が必要である。

社会福祉法人と学校法人のイコール性が失われつつある。未来の運営に反するディスイコールフッティングはおかしい。幼稚園の既存制度を生かすことは、新システムの指定を受けない幼稚園・指定を受ける幼稚園・総合施設の3つに分断することになり、1年前に提示されたうちの第5案のように見える。大学付属の幼稚園にあって先進的実践や教員育成の点からの条件向上はまだしも、今後、幼稚園が減っていく中で総合施設は増加するのであるから、就学前の子どもへの実験的意味合いは量的にも質的にも総合施設が務めるものと考える。少なくとも、国立施設は主体的に総合施設に展開されるべきで、その意義がある。

今後の検討にあたっては、「元幼稚園」「元保育園」といったものを超えた積極的支援が求められる。

普光院委員(保育園を考える親の会)

前回の議論の継続として、子ども・子育て会議は設置を義務付けとし、子どもの代弁をする方が参画できるようにすべきである。

応能負担の方向は是と考える。

上乗せ徴収には違和感がある。禁止もしくは制限を課すべきであり、長時間利用の方が半強制的に負担せざるを得なくなることが想定される。

鹿屋体育大学の児童 15,000 人を対象とした調査では、特別な運動指導をしていない子どものほうが運動能力が高いという結果がある。子どもを主体とした子どもどうしの関わりのほうが良い結果となっている。時間で区切りをつけてその部分をお金で売るというミスリードはあってはならない。

私学助成の継続について、働いていない保護者の預かり保育部分については理解もできるが、その他に何があるのかわかりにくい。こども園にならない園への私学助成が入るなら、上乗せ徴収を認める意味はない。

公立保育所の一般財源化でもしかり、市町村の脆弱な財政基盤もあって、悪い結果になることは見えている。国の基準とそれを担保する財源があったからこそ全国津々浦々に同じレベルの園が存在してきた。

イコールフッティングにおいて、他事業への資金の流入や配当は、真っ当なルール設定や制限がされるべきである。国民の税金を子どものためにして、せっかくの公費投入が子どもに使われるようにするべきである。

情報開示においては、正規・非正規職員の項目も示されるべきである。

市町村の責務について、これまでの5つの項目整理では、何の責任があるのかわかりにくい。児童福祉法 24 条の代わりとなる条文は、明確に整理したうえで5つの責務を示すべきである。市町村の主体性や責任感を後退させないようにすべきである。指導監督に関し、市町村直営の窓口を設けて利用者や地域からの声を聴けるような仕組みが必要である。

菅原委員(全国私立保育園連盟)

児童福祉法 24 条に関し、今まで規定されていた内容を含めて整理されたのは評価する。学校教育と保育保障の両面について安堵感が出るものである。

子ども・子育て包括交付金に関し、一般財源化との報道は憤りを感じた。

給付の設計に公立保育所を含んでもらえたのはありがたいこと。平成 17 年の公立保育所一般財源化

がどういう影響を及ぼしたかといえば、運営費部分が子どもにどう使われているか曖昧で、市町村の責任もあいまいになった。また、公立施設の非正規職員割合が60%やら80%となったり、保育士の年収が200万円という調査もある。保育士人材が確保できないのは、保育士が将来の見通しを立てられないでの職業として選ばないことによるものである。子ども・子育て包括交付金は、きちんと子どものために回る方向で制度設計をしていただきたい。

利用者負担について、低所得者への配慮と現行の水準をふまえた応能負担とされたことに安心している。費用設定に関する時間の考え方は、保育所8時間、短時間は4時間を基本に検討いただきたい。長時間利用や夜間利用は現行制度でも応益性があるのでそこはふまえていただきたい。ワーク・ライフ・バランスを含めて長時間への財政負担は考えるべきである。

幼稚園への私学助成に関し、資料を見ると、こども園給付・上乗せ徴収・私学助成がどのように給付されるのか心配である。中間とりまとめでは論理的な話で進んでいた。なのに、今回は論理性を欠くものとなった。こども園の指定を受けずに幼稚園に残ったところについて、論理的に整理されるようにしていただきたい。上乗せ徴収に加えて、さらに建学の精神に対する私学助成というものはあり得ない。

菊池委員(全国保育協議会)

先ほど一般財源化について何人かの方が発言され、座長からもそういうことはないと言われ、安心したと申しあげたいところだが、これは1年前にも同じ話が出たことである。

私は昨年12月6日のWTでこのことを申しあげ、これは本来めざした方向と逆方向であり、二度とこの話が出てこないようにしてほしいとお願いしたが、また出てきたということは、完全に払しょくされたという安心感を持ちえない。これは毎年出てきており、おととしも出た話である。そういうことからすると、この件について、新システムの議論の最中にこういうことを二度と出さないでほしい。これはまったく逆の方向の話で、矛盾する話である。それはこの場で払拭させていただきたい。

それから、これはあくまでも原理原則の話だが、「中間とりまとめ」ではこれまで基本制度案要綱をベースにして議論てきて、その到達点と記してあった。今後もこれをベースとして議論していくということを、お願いして書き込んでいただいた。これをベースに我々はここに関わってきた。

我々全保協は、新システム構築に反対しているわけではない。

最初の会合の時に言ったが、我々20,000の会員が一枚岩で同じ意見に統一されている訳ではなく、いろんな意見がある中で理解を求めて、そのうえで、これがいい形で誕生することを願って関わってきた。

ところが、今回、私学助成の話がこの段に及んで出てきて、どこを向いているのか、本来は一体化をめざしていたのではないかという点で非常に大きな疑念を持った。「中間とりまとめ」では4つの類型ですすむというイメージになっており、それについては一応我々も了解し、ただこれについては政策誘導が伴うということであり、一体化をめざすという方向が残っていたので、ひとつの経過措置としてやむをえないと判断し、我々も納得したところである。

ところが、私学助成が残るということは一体化が危うくなつたと言わざるをえず、めざしていた方向とはかなり乖離してきたという思いを持っている。そういう意味では、基本的な考え方には一度立ち戻って整理してほしい。私どもは「中間とりまとめ」が出たあとで、緊急の総会を開催し、さまざまな意見、厳しい意見もあったが、会長の指導力でもって一応これまでの流れについては了承したというかたちになった。今後も、基本制度案要綱でうたわれたことをよりよい形にしていくよう、これまでのよう参画していくとつけた。ところが、今回のような私学助成や一般財源化の話が出てくると、私どもが会員に対して説明がつかない状況が出ていている。

基本制度案要綱が何をめざしていたのか、それぞれの立場で発言されるのは結構だが、めざしたものは何なのか、それを見失ってはいけない。それがぶれてきている。政務の皆さんも事務局も、そこを見失わないようにしっかりと最後までやり遂げていただきたい。

一昨日の緊急役員会でも厳しい意見が出てきており、この検討の場に関わり続けるべきかどうかという意見も出ていた。来月の総会においても相当厳しい意見が出るだろう。本来めざしたものでいくのであれば会員へ理解を求めたいが、本来めざしたものと乖離してくるとそのあたり説明すらできない。私学助成の問題については再考をお願いしたい。

園田内閣府政務官

ご指摘は重く受け止める。

今日示したものはたたき台であり、今日の議論を含めて検討いたしたい。

原則と例外がある中で、原則は国の責任で子育てをすることである。一体化を目指して制度設計をするという議論の積み上げをしてきたことにブレはない。いろいろな部分の制度設計は、さまざまな意見や法的構成の整理をふまえて行う。腰を据えて努力をいたしたい。

古渡委員(全国認定こども園協会)

福島県では震災後、年少人口の減少が進む一方、私立保育園の定員充足率が高くなっている。一方で幼稚園の定員充足率は低く、このままでは幼稚園は生き残れない状況。福島県の行政は、除染に追われて子どもへの取り組みは進んでいない現状もある。

岡本委員(日本労働組合総連合会)

子ども・子育て支援事業（市町村事業）について、公費投入とする以上、法律上の根拠や基準を設けることが望ましい。放課後児童クラブは、イメージ2の案とし、法的根拠と基準を定め、それをふまえた公費投入をすべきである。施設としての位置づけが明確でなく、ガイドラインにも法的拘束力がないことを解消すべきである。

市町村の関与について、支援を必要とする子どもが排除されないよう重層的な事務局提案を支持したい。ただし、措置は当事者の任意性排除であり権限が高いため、虐待事例以外の対応をどうするのかが難しいと考える。市町村実務を担保し、子どもの権利保障をするには、斡旋・調整・要請の権限を市町村に付与すべきである。

こども園の指定・認可は、市町村に持たすべきである。

ワーク・ライフ・バランスについては、その推進を新システムの中で位置づけるべきである。

木幡委員(フジテレビジョン)

利用者の視点から民間参入について申しあげたい。

夫婦ともに働きながら子育てをするのが、普通のスタイルとなっている。そういう夫婦が子どもを預けられないというのはそもそもおかしい。

保育は公共性が高いから民間参入は駄目と言われるが、あずけられないのはもっと深刻な問題である。このことは何十年も解消されていない。頼んでも民間の力を借りないといけない状況ではないか。ただし、単に増やすというのではなく、これまでの仕組みで対応できていない部分を新たな知恵を入れながら対応していくということである。

民間参入へ最初の段階から厳しい要件を課すのは疑問がある。利用者は、インターネットでのコミュニティなどによって、ダメな園を選ばないという行動をとる。自然な淘汰が起こる。資料では、株式会社の参入を例外としているが、認可・無認可のように言葉だけでマイナスイメージがつくことは避けるべきである。

第三者評価の義務付けを行いながら、量的拡大と質の向上を実現するのに加えて、情報公開が重要である。

新システムの中で、コスト意識を喚起しなくてもよいという記載は疑問である。先を見て、本当にそうなのか。柔軟に対応していくことが必要ではないか。

12時から20時というフルタイム就業の方もいる。そのような時間に対応する柔軟性が必要。料金の支払いのパターン化で柔軟なサービススタイルが阻害されないよう、フレキシブルな対応が必要。費用が多少高くても、フレキシブルなサービスを求める人もいる。

こども家庭省創設による一本化は必要。同じ年齢を扱う事業なのに、省庁が異なることは疑問である。

田中委員(日本商工会議所)

費用負担に関し、すべて公費負担にすべきである。

国と地方は経路であって負担はしていない。もともとは企業と個人が負担したものである。社会保障費が増えることで、企業の負担が増え、海外移転にもつながる。中小企業は労働分配率が9割であり、企業負担の拡大は雇用悪化へとつながる。

ワーク・ライフ・バランスについては、現行の行動計画が期限規定でもあり、その効果を検証したうえで対応を図るべきである。ただし、中小企業にこれを当てはめるのは難しいと考える。

山口委員(日本子ども育成協議会)

総合施設への株式会社の参入について、参入段階で資料に示された6項目（※：事務局整理）で質の担保が図られるものである。

（※）①基準に適合する施設・設備または資金、経営に必要な財産を有すること、②経営を担当する役員が必要な知識と経験を有すること、③経営を担当する役員が社会的信望を有すること、④業務状況書類等を作成し、請求に応じて閲覧させること、⑤経営に係る経理を他の経理と分離すること、⑥施設総合会計からの資金流出を制限すること

参入後も縛られることもあり、なぜ例外扱いなのか。地域の実情を盾に、これまでと何も変わらないこととならないか。

個人立幼稚園は存在するのに、学校教育法があるから株式会社は参入できないとは60年前のものと変わっていない。参入段階で縛るのではなく、その後の監査や監督で質を追求すべきであり、事業者の切磋琢磨で選ばれたものが残るべき。需給調整が恣意的になることは払拭できない。事業者の努力のもとで人気が出る保育園があっても、一律定員20%減少などということは認められない。国の厳格な基準で運用が図られるとともに、不服調整機関の設置をすべきである。

指定制に入らない施設、一時保育や夜間保育などを20万人が利用している。ここにも公費が入るよう制度設計をされたい。

指定制において、指定基準に最低基準を適用する場合、とくに資格要件を厳格化すると人材の確保ができず、待機児童への対応云々ではなくなってしまう。

両角委員(明治学院大学)

新システムでは、市町村が負うべき義務や責務を具体的に明記すべきである。また、子ども・子育て会議の市町村への設置義務付けをすべきである。

待機児童が多い市町村は調整義務を負うべきであり、市町村が裁量をもつ前提として義務を負ったうえでの裁量を明らかにすべきである。

ワーク・ライフ・バランスは、新システム法の中に位置づけるという案に賛成である。

なお、新システムの移行時に利用者の混乱を少なくするため、申し込み手続きの方法や、多様性が想定される選考基準、契約のわかりにくさを解消する手立てが必要である。そのため、利用申し込み窓口は移行時に急いで設定するのではなく、当面は市町村がその対応にあたり、その後、子ども・子育て会議で十分な検討のうえで決定するなどしてはどうか。拙速な対応は混乱を招く。

宮島委員(日本テレビ放送網)

税と社会保障の一体改革でお金の流れが変わる。子育てに関わっていない人にも、新システム導入の甲斐があったとわかってもらわねばならない。そうでないと、次のお金は全く来なくなる。

事業主体によらず、イコールフッティングで参入を増やし、一体化に向けたインセンティブをという方向であったはず。私学助成の継続は、昨年示された第5案であり、逆インセンティブとなる。

安心の受け皿として、新システムの中で認証保育所や横浜型保育所をどう扱うかの整理が必要。質の基準を下げるることは将来にわたっても認められない。しかし、現在のところ基準を満たしていない施設が切り捨てられないようにしなければならない。では、新システム発動時、基準を満たしていない施設への地域の実情に拠る運用のあり方があつていいのではないか。具体的には、経過期間を設けてこども園へ移行を図ることだ。

先取りプロジェクトの中で、資格要件を下げて対応したことがある。時限を区切って、全体の底上げへ向かえるような弾力的運用が図られるべきである。

新システムは、利用者へ向こうというニーズへの対応という視点があったはず。需給調整は原則として利用者の選択によるべきで、指定更新の拒否は伝家の宝刀とすべき。その意味で、地域の子ども・子育て会議が重要となる。まだ利用していない住民や、参入していない事業、さらには不当な扱いを受けた利用者のもの言う場としても位置付けるべき。すべての利用者の利益となるような取り組みが必要。

北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

この場で幼保一体化 WT の委員から意見を聞くのは当然必要だが、幼保一体化 WT を再開するのが丁寧な進め方と思う。

1日の会議の中で、13 もの資料を示し、説明も短い時間で行うというのも丁寧ではない。

新システムは、教育と保育を一体的にということに向けて行ってきたはず。幼稚園ではすでに行っていることだから違和感があるし、保育園側もそう思っている。学校教育法の教育ならびに児童福祉法の保育と総合施設が定義づけされたが、そうではない従来の取り組みが幼稚園・保育園それぞれにある。当初、就労に関わらず預かり保育も児童福祉法上に位置づける方向で整理されようとしていたが、その案が消えて、今般の私学助成の継続につながった。

子ども手当について、地方は新システムから除くべきと言われている。

現物だろうが現金だろうが、1 人当たりという個人給付の性質は変わらず、所得制限があっても就労の有無によって個人給付の有無というのはありえない。

公立と私立で平等性の担保というが、本当にそうなのか。認定を受けた「元 私立幼稚園」「元 公立幼稚園」「元 私立保育園」「元 公立保育園」それぞれの単位時間当たりの費用は同じなのか。

病児・休日・夜間保育の拡大は、子どもの最善の利益に反するのではないか。ワーク・ライフ・バランスの視点からも 13 時間保育ではなく、8 時間保育をめざすべき。

駒村委員(慶應義塾大学)

事業主拠出について、厚生年金ルートとするのは一つの案である。個人事業主と非正規労働者への拡大をどうするかを考えるべき。

企業負担の割合は、子ども手当にも関連して上振れするリスクがある。ミクロベースでの連携と次世代育成法とも絡めて検討すべき。

企業参入について、社会福祉法人の施設整備にともなう借金と、株式会社の株主の配当は、資本家への還元という点では同じである。企業は利潤の最大化を図るが、その中で質を考えれば配当規制でコントロールすべきである。

藤原委員(日本経済団体連合会)

税でも社会保障でもない不明瞭なものへお金は出せない。

国と地方の協議も行ってない中、今の状況では事業主負担に合意できない。

児童手当の拠出率アップも言われる中、これまでいわゆる目的外使用を繰り返してきた経緯もあり、対象となる事業を膨らませて、あとから請求書を突きつけられるのは受け入れられない。

ワーク・ライフ・バランスについては、今、新システムの中に位置づけることは反対である。ワーク・ライフ・バランスは子育てだけでなく、親の介護や外国人の雇用もある。最近ではワーク・ライフ・バランスという言葉は既に使わず、ダイバーシティと表現している。そのあたりも考えていただきたい。

菅家委員(日本労働組合総連合会)

社会全体で仕組みを作って、国・地方・事業主が金を出すという仕組みであったはず。事業主が負担していくことも必要だが、公費中心に増やしていくべき。子どもの分野は他と比較して利用者負担の割合が大きいことを考えるべき。

地域ごとに、子ども・子育てのニーズに対応して新システム事業計画を策定するという仕組みはいいことであり、重要である。ニーズに合ったサービス確保は、財源の確保とイコールである。

イコールフッティングについて、多様な主体の参入は重要だが、応諾義務や撤退規制のルールは整備すべきである。

松田委員(子育てひろば全国連絡協議会)

地方版の子ども・子育て会議はぜひ作っていただき、取り組みを評価する場にしていただきたい。
中間支援として、子育てコーディネーターの内容を詳しく知りたい。その財源も明らかにしていただきたい。

池田委員(全国国公立幼稚園園長会)

一体化施設は、現実の流れである。そのうえで、短時間利用や長時間利用など多様で柔軟な形としてほしい。

当会でも、保育と教育の部分を低下させないように研修等に取り組んでいる。

国の基準と地方の裁量、市町村の関与、こども指針の内容、この3点が重要と捉えている。

秋田委員(東京大学大学院)

新システムは、民主党がチルドレンファーストとして子どものために作ろうとして制度と理解している。

国と地方で議論して、応能負担の原則で負担の公平性をはかるることは評価できる。

私学助成について、預かり保育や障害児への特別支援について機関補助を行うというのは良しとしても、公共性という趣旨を踏まえてどう考えるか。建学の精神とか、総合施設への一本化として認識したうえで、学校教育の振興をどう考えるかである。

イコールフルッティングに関し、参入するには社会福祉法人や学校法人のように安定的な運営のための制限が必要である。公共性の原理が第一に保障されねばならない。

保護者の選択は経済原理によるものである。

株式会社の配当について、社会福祉法人の貸付返済と理念が違うもので、同じに扱うことはできない。

民間参入はOKとしても、0~18歳の一貫した学校教育の中で、様々な制限のもとで安心が公共性の原理で成り立っている。学校教育と児童福祉は公共性の理念にあるもの。

国立施設も新システムに向かっていくことが必要。養成課程について、0~2歳の教職が足りないのは明らかであり、そこにお金を投下すべき。

金山委員(マミーズ・ネット)

利用者負担について、応能負担であることと、現行以上の水準を求めないという点は評価できる。

子どもが減って、入園希望者も担い手も少なくなることをふまえて議論してほしい。

市町村の裁量を拡大する方向はいいが、地域格差が出るのは、すべての子どものための新システムという有効性がなくなる。

子ども・子育て会議の運用をきちんと行うべき。

私学助成について、一体化をめざしながらこの案が出てくるのは、一体化そのものが難しいということではないか。移行措置の中での方策として考えるべき。なぜ現行制度を変えるのかという親もいることを考慮すべきだ。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所)

項目を絞って議論しないと、哲学は出てこない。声の大きい人が勝つことは良くない。

園田内閣府政務官

論点をお示しし、各者の考え方を聞きたいということで進めてきた。残された課題について議論したうえで論点を整理し、協議を進めたいと考えている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準示される

去る 10 月 28 日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 23 年厚生労働省令第 127 号)が発出されました。これにともない、従来の児童福祉施設最低基準の省令の名称が、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下、「設備運営基準」という)に変更され、都道府県等が条例等定める基準を「最低基準」と称することとされました。

この設備運営基準において、「従るべき基準」及び「参酌すべき基準」の区分や、保育所の居室面積にかかる特例措置等について明記されています。今後、都道府県等においては、本省令等を受けて最低基準を定めることとなります。

本会では、これまで、都道府県・指定都市保育組織と連携して、都道府県等への条例委任にあたっては、「従るべき」とされた項目については改善を求め、「参酌」とされた項目についても、「従るべき」への変更や少なくとも現行基準の堅持について、意見の表明や関係機関等への働きかけを行ってきました。今般の通知に合わせ、各地域において、再度、関係機関等への働きかけなどのお取り組みをいただきたくお願い申し上げます。

*地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成 23 年厚生労働省令第 127 号)は、次の URL をご参照ください。

[http://wwwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H111012R0010.pdf#search=%E5%80%BC%E5%80%BC%E5%80%BC%E5%80%BC%E5%80%BC](http://wwwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H111012R0010.pdf#search=%E5%80%BC%E5%80%BC%E5%80%BC%E5%80%BC%E5%80%BC%E5%80%BC)

また、去る 10 月 31 日に開催された第 36 回社会保障審議会児童部会においても、都道府県等への条例委任に関連して、地方自治体の担当者への周知や研修、保育所の面積基準の特例措置に関する自治体の状況と特例措置が及ぼす影響等について委員から意見が出されました。

これらの意見に対して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局橋本保育課長からは、①子どもの不利益になることがないよう努めていく、②最低基準の省令改正について、内容を細かく示したものをお各都道府県、政令市、中核市に通知した、③都道府県等における条例の策定状況は、それぞれの自治体で準備していると思うが、どの自治体がどれくらい進んでいるかは把握できていない、④一定期間たったところで把握をし、今後、不明点等問い合わせがあれば整理して示す、という説明がなされました。

「乳児室・ほふく室の面積基準の取扱い」が示される

上記の省令とあわせて同日に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長名で『「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について』が通知され、保育所における乳児室及びほふく室の面積基準の取扱いについての考え方が示されました。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、0、1 歳児 1 人当たりの保育面積を、乳児（ほふくする前）室は 1.65 m^2 、ほふく室は 3.3 m^2 と定めていますが、この点について、一部の都道府県行政において解釈が異なる運用が見受けられたことから、今回の通知では、次の 3 点に関する留意点が示されました。

- (1) 新たに保育所の設置認可を行う場合における、乳児室又はほふく室の面積基準の取扱いでは、ほふくをしない子どもとほふくをする子どもの内訳（見込み）について、①1 歳児にあっては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられること、②0 歳児にあっても、満 1 歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられることから、単に年齢では

なく発達段階に応じた面積を確保すること。

- (2) 設置後の保育所（既存の施設を含む。）の指導監督を行う場合は、乳児室又はほふく室の面積基準の取扱いでは、上記①の考え方のもとづき、当該保育所で保育する0歳児及び1歳児のうち、ほふくをしない子ども1人につき1.65m²、ほふくをする子ども1人につき3.3m²が確保されるよう指導監督を行うこと。
- (3) 既設の保育所で、面積基準に抵触している場合は、既に当該保育所に入所している子どもの不利益にならないよう留意し、できるだけ速やかに、面積基準を満たすよう指導されたい。なお、上記の面積基準に抵触している場合の対処については、①当該保育所の定員を調整する、②当該保育所内の部屋割りを調整すること。

特に、(3)については、保育所の定員変更やクラス編成等に影響する内容であり、該当している保育所については、利用している子どもを含め、今後の保育所運営について、事前に当該の所管課と十分な協議をしていただく必要があります。

今冬の電力需給対策に対応した休日特別保育事業等の実施について～夏期に引き続き、財源は「安心こども基金」で～

去る11月11日、厚生労働省は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉主管課に「今冬の電力需給対策に対応した休日保育特別事業等の実施について」を通知しました。

政府の「電力需給に関する検討会」においてまとめられた、今冬の電力需給対策について、関西電力・九州電力管内を始め、その他の電力会社管内においても、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電の要請をしています。この要請により、企業等が早朝や夜間や休日に就業時間を変更する場合、今夏と同様に休日保育等のニーズが増加することが予想されることから、市町村においてニーズに対応した休日保育等を実施する場合は、引き続き「安心こども基金」から財政支援を行うこととしています。

なお、今回の対応にかかり、「安心こども基金管理運営要領」が一部改正され、休日保育等の実施期間が電力需給対策実施期間として平成23年12月～平成24年3月までとなる予定です。正式な通知は、後日発出されます。

平成23年度厚生労働省第三次補正予算が成立

平成23年11月21日、東日本大震災の復興対策を盛り込んだ「平成23年度第三次補正予算」（予算規模：12兆1,025億円）が政府案どおり成立しました。

厚生労働省第三次補正予算では、①東日本大震災に係る復興支援、②復興・円高対応のための雇用対策の2つを大きな柱とし、6,534億円が盛り込まれています。

児童福祉、とくに保育所関連では、子育てサービスの再構築とし、被災県における安心子ども基金の積み増しに16億円が計上されています。

これは、被災地での保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化できるよう、被災市町村が策定する復興計画に基づく以下の子育て関係施設の複合化、多機能化を行う場合に重点的な財政措置を行うものです。

- ・認定こども園、地域子育て支援拠点などの合築による複合化
- ・通常の保育に加え、延長保育、病児等一時預かりなども行う多機能化

その他、「今後の災害の備え」として、災害時に避難することが困難な方が多く入所する施設の安全確保のため、耐震化整備に対して財政支援を行う「社会福祉施設等の防災対策の推進」に27

億円が計上されています（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し（全国））。

[厚生労働省]

平成 23 年度厚生労働省第三次補正予算の概要

http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/h23_yosan_gaiyou.html

「社会保障と税の一体改革」大綱策定に向けた日程決定

民主党の「社会保障と税の一体改革調査会」は、16 日の総会で、政府・与党の一体改革大綱策定に向けた日程を決めました。12 月 7 日までに社会保障改革のあり方について一定の結論を出し、来年の通常国会に法案を提出するものと、それ以降に先送りするものとに仕分けることとされました。

また、12 月中旬からは党税制調査会と合同で、消費税率引き上げに関する議論を本格化させ、年内に結論を得る方針としています。

ただし、党内では消費税率引き上げへの慎重論も根強く、日程がずれこむことも予想されると報じられています。

[添付資料]

(1) 「子ども・子育て新システム」基本制度ワーキングチーム（第 16 回）議事項目への意見

平成 23 年 11 月 24 日、全国保育協議会

「子ども・子育て新システム」基本制度ワーキングチーム（第16回）

議事項目への意見

平成23年11月24日、全国保育協議会

- ◎ 今般の制度設計の提案は、基本制度案要綱に掲げられた方向性や理念とともに、中間とりまとめに至った経緯も根底から覆すもの。
- ◎ この制度構成案では、『待機児童の解消』ならびに『幼保一体化』に向けた新たな制度の実現は、まったく見込まれない。

1. 既存の財政措置との関係について

- (1) 子ども・子育て新システムの財源構成に、私学助成をもって整理することは、基本制度案要綱の根幹が揺らぐばかりでなく、中間とりまとめに至った経緯を覆すものである。
- (2) 子ども・子育て支援に関する財源一元化をもって、包括的に給付とサービス提供がなされるとのこれまでの給付設計の整理に反している。
- (3) 中間とりまとめにある「財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受け入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進する」こと=幼保一体化の実現は困難である。
- (4) 総合施設も含めた施設類型の三元化が固定され、対策の中心となる3歳未満児の受け入れ対応が制度上で義務づけられないままでは、待機児童の解消は見込めない。

2. 子ども・子育て包括交付金（仮称）について

- (1) 対象となる給付・事業に区分を設けることは是非について、市町村の自由度を高める方向での検討は、子どもに係る給付・事業の一般財源化へも拡大する恐れがある。
- (2) 子ども・子育てに確実に使われる仕組みであるこの制度上の担保が必要である。

3. 繰入れ・剩余金の取り扱いについて

- (1) 子どもに供するため、社会全体（国・地方・事業主・個人）から拠出された財源が、一般の企業活動に流出することは認められない。
- (2) 総合施設のみならず、こども園における資金の繰り入れ先は、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

子ども・子育て新システムの制度施行のための、恒久的・安定的な財源確保が霧中にあるなか、保育所運営費の一般財源化の方向性には反対します。

平成 23 年 11 月 24 日、全国保育協議会

子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象となる、子ども・子育てに係る給付や事業について、地域の子育て環境やニーズに応じた効果的な運用はあれども、子ども・子育てに確実に使われるための制度上の担保が必要です。

市町村の自由度を高める方向での検討において、保育や子どもの発達保障に地域格差を生み出すことがないよう、保育所運営費を含む子どもに係る給付・事業の一般財源化には反対します。

また、新システムの施行に恒久的な財源確保を前提としながら、その見通しがつかないまま、さらに児童手当財源をめぐって、保育所運営費部分が玉突きの材料として取りざたされる状況は、制度構築の趣旨に反するものです。